

第130回日商簿記2級 第1問 仕訳問題類題 問題

次の各取引について仕訳しなさい。ただし、勘定科目は次の中から最も適切と思われるものを選ぶこと。

現金	資本	売買目的有価証券	租税公課
不渡手形	車両	売掛金	当座預金
創立費	満期保有目的債券	支払利息	支払手数料
受取手形	減価償却費	資本準備金	車両減価償却累計額
有価証券利息	未収入金		

1. 村井運送株式会社が発行した社債（額面総額 ¥ 1,000,000）を、額面 ¥ 100につき ¥ 95 で平成23年8月18日に購入し、代金は証券会社への手数料 ¥ 10,000 および端数利息とともに小切手を振り出して支払った。なお、この社債の利息は年率3.65%、利払日は12月末日の年1回、満期日は平成28年12月31日である。また、当社はこの社債を満期日まで保有する予定であり、決算日は3月末日（年1回）である。
2. 中村商店振出し加藤商店あての約束手形 ¥ 500,000 を加藤商店から裏書譲渡されていたが、満期日に決済されなかったため、加藤商店に支払請求をした。なお、償還請求に要した費用 ¥ 30,000 は現金で支払った。
3. 決算にさいし、営業用の軽自動車3台（1台あたりの取得原価：¥ 1,000,000）に対し、生産高比例法により減価償却（記帳方法：間接法）を行った。これらの軽自動車の残存価額は取得原価の10%、見積走行可能距離は100,000kmである。なお、当期の実際走行距離は6,000km、5,000km、4,000kmであった。
4. 都築会計株式会社は、設立にあたり3,000株を1株あたり ¥ 10,000 で発行し、その全株について引受け・払込みを受け、払込金は当座預金とした。ただし、会社法に規定する最低限度額を資本金に計上することとした。なお、設立にあたって発起人が立て替えていた諸費用 ¥ 500,000 を現金で支払った。
5. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)

・解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	満期保有目的債券	960,000	当座預金	983,000
	有価証券利息	23,000		
2	不渡手形	530,000	受取手形	500,000
			現金	30,000
3	減価償却費	135,000	車両減価償却累計額	135,000
4	当座預金	30,000,000	資本金	15,000,000
	創立費		資本準備金	15,000,000
			現金	500,000
5	(試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)			

・解説

1. 有価証券の購入に関する問題です。
本問は、取引を【有価証券の購入に関する仕訳】と【利息の支払いに関する仕訳】に分けて解答を考えましょう。

■有価証券の購入に関する仕訳

社債を購入した場合、購入代価と付随費用(取得に伴い発生した費用)の合計額を取得原価として資産計上します。

$$\text{取得原価} = \text{購入代価} + \text{付随費用} = (1,000,000 \text{円} \times @95 \text{円}/@100 \text{円}) + 10,000 \text{円} = \mathbf{960,000 \text{円}}$$

なお、本問は問題文に「満期日まで保有する予定」とあるので、満期保有目的債券で処理します。

- ・短期間で売買する目的で購入：売買目的有価証券で処理
- ・満期まで保有する目的で購入：満期保有目的債券で処理
- ・その他の目的(長期保有など)で購入：その他有価証券で処理

★解答①・有価証券の購入に関する仕訳

(借) 満期保有目的債券 960,000 / (貸) 当座預金 960,000

■利息の支払いに関する仕訳

問題文に、「社債の利息は年率3.65%、利払日は12月末日の年1回」とあり、購入日が8月18日なので、1月1日から8月18日までの230日分(31日+28日+31日+30日+31日+30日+31日+18日)の端数利息を計算します。

$$\text{有価証券利息} = 1,000,000 \text{円} \times 3.65\% \times 230 \text{日}/365 \text{日} = \mathbf{23,000 \text{円}}$$

★解答②・利息の支払いに関する仕訳

(借) 有価証券利息 23,000 / (貸) 当座預金 23,000

以上、①②の仕訳をまとめると解答仕訳になります。

ところで、上記の仕訳について、なぜ購入時に「前回の利払日の翌日から購入日までの端数利息」を支払わなければいけないかはお分かりですか？

社債を購入すると次回の利払日（本問の場合は12月末日）に1年分の利息を受け取ることとなりますが、購入時に「前回の利払日の翌日から購入日まで端数利息」を先に支払っておかないと、保有していなかった期間（1月1日から8月18日まで）の分まで余分にもらってしまうことになるからです。

・購入日（8月18日）：前回の利払日の翌日から購入日までの230日分の端数利息を支払う

・利払日（12月31日）：1年分の利息を受け取る

→「1年分の利息－230日分の利息」で**保有期間に見合った有価証券利息**が計上される

質問掲示板でもよくお問い合わせいただく論点なので、上記の考え方・処理方法をきちんと押さえておきましょう。

有価証券の購入に関する問題は、第102回の間3や第124回の間4、第140回の間4、第143回の間1、第144回の間4、第145回の間3、第149回の間2でも出題されているので、あわせてご確認ください。

2. 不渡手形に関する問題です。

保有していた他店振出の約束手形が不渡りとなった場合、受取手形勘定を不渡手形勘定に振り替えます。この際に償還請求に要した費用（本問は30,000円）も不渡手形勘定に含めて処理する点に気をつけてください。

本問が理解できたら下の類題3問も確認しておいてください。

■償還請求の結果、不渡手形勘定に計上した全額を現金で回収できた場合

☆解答

(借) 現金 530,000 / (貸) 不渡手形 530,000

■償還請求の結果、400,000円を現金で回収できた場合（貸倒引当金は200,000円）

☆解答

(借) 現金 400,000 / (貸) 不渡手形 530,000

(借) 貸倒引当金 130,000

■償還請求の結果、400,000円を現金で回収できた場合（貸倒引当金は100,000円）

貸倒引当金の残高が100,000円だった場合、貸倒引当金を取り崩した上で足りない分の30,000円については貸倒損失勘定で処理します。

☆解答

(借) 現金 400,000 / (貸) 不渡手形 530,000

(借) 貸倒引当金 100,000

(借) 貸倒損失 30,000

不渡手形に関する問題は、第 117 回の問 1や第 123 回の問 2、第 128 回の問 5、第 133 回の問 5、第 138 回の問 2、第 142 回の問 3でも出題されているので、あわせてご確認ください。本問は、第 138 回の問 2とほとんど同じ問題です。

3. 固定資産の減価償却に関する問題です。

本問は生産高比例法により減価償却を行っているので、利用度に応じた減価償却費を計上します。

- ・取得原価 1,000,000 円 $\times 0.9 \times 6,000\text{km} / 100,000\text{km} = 54,000$ 円
- ・取得原価 1,000,000 円 $\times 0.9 \times 5,000\text{km} / 100,000\text{km} = 45,000$ 円
- ・取得原価 1,000,000 円 $\times 0.9 \times 4,000\text{km} / 100,000\text{km} = 36,000$ 円
- ・54,000 円 + 45,000 円 + 36,000 円 = **135,000 円**

固定資産の減価償却に関する問題は、第 104 回の問 2や第 116 回の問 1、第 140 回の問 5でも出題されていますが、いずれも簡単な問題なので必ず解けるようにしておいてください。

4. 設立時の新株発行に関する問題です。

本問のように「会社法に規定する最低限度額を資本金に計上することとした」という指示がある場合は、払込金額総額から資本金組み入れの最低額（＝払込金額の二分の一）を差し引いた額を資本準備金として処理します。

■会社法・445 条 2 項…前項の払込み又は給付に係る額の二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

■会社法・445 条 3 項…前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。

なお、最低組み入れ額の規定は「できる」規定ですので、必ずしも二分の一が強制されるわけではありません。あくまでも、問題文に指示がある場合にのみ適用されるものですので注意してください（指示がない場合は、全額資本金で処理）。

また、創立費とは設立登記までに要した費用をいい、発起人への報酬や定款作成に係る諸費用などがこれに該当します。

本問は、問題文に「設立にあたって発起人が立て替えていた諸費用 ￥ 500,000 を現金で支払った」とあるので、創立費で費用処理します。

新株発行に関する問題は、第 114 回の問 1や第 120 回の問 2、第 122 回の問 1、第 127 回の問 1、第 131 回の問 4、第 133 回の問 4、第 137 回の問 4、第 140 回の問 1、第 143 回の問 3、第 146 回の問 4でも出題されているので、あわせてご確認ください。本問は第 133 回の問 4とほとんど同じ問題です。

5. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)